

令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症自宅療養者処方薬  
配達支援協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症自宅療養者処方薬配達支援協力金(以下「協力金」という。)の交付については、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 医療機関が処方した薬剤を新型コロナウイルス感染症に感染した者であって、当該感染者の自宅等で療養している者(以下「自宅療養者」という。)に配達した薬局又は医療機関に対し、予算の範囲内において協力金を支給することにより、薬局及び医療機関を支援し、自宅療養者への医療提供体制の強化を図ることを目的とする。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、配達1件につき6,500円とする。

(協力金の申請及び請求)

第4条 協力金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、別に定める期日までに、配達先の住所地を所管する県保健所を経由して知事に提出しなければならない。

(協力金の交付決定等)

第5条 知事は、前条に規定する申請書兼請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、協力金の交付を決定し、速やかに協力金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)に通知するものとする。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前条の申請書兼請求書の提出をもって代えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、協力金の額を確定したものとみなし、協力金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、第4条の申請書兼請求書の内容に虚偽があった場合には、交付の決定を取り消し、期限を定めて、交付対象者に協力金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第7条 交付対象者は、協力金に係る証拠書類を整備し、交付決定の日の属する年

度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年2月1日から令和5年5月7日までに実施された配達に対して適用する。